〒862-〇〇〇〇
熊本市中央区水前寺6丁目〇〇－〇〇

〇〇　〇〇　　様

令和8年3月2日

862-8571
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18－1
熊本県庁新館1階
熊本県県央広域本部
課税第二課不動産取得税担当
1　　　　TEL:096-333-3200

令和8年3月2日

熊本市中央区水前寺6丁目〇〇－〇〇

〇〇　〇〇　　様

電話される前にこの数字をご確認ください。

整理番号:　0125700000

熊本県県央広域本部長

不動産取得税に係る課税について(お知らせ)

県税につきましては、日頃から御理解と御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、今般あなたが取得された下記の不動産について、熊本県税条例第49条の規定により下記のとおり不動産取得税が課税されますので、あらかじめお知らせします。

納税につきましては、後日お送りする納税通知書により納付をお願いします。

不動産取得税についての詳しい内容については、「不動産取得税のあらまし」をご覧ください。

記

1　取得物件の内訳

取得日 取得事由	物件種別	不動産所在地	面積(㎡)	取得持分	価格(円)
R7.04.08 売買	宅地	熊本市中央区水前寺6丁目〇〇－〇〇	500.00	50/1000	30,000,000
R7.04.08 売買	マンション	熊本市中央区水前寺6丁目〇〇－〇〇－〇〇〇	100.00	1/1	1,000,000

購入した既存マンションの延べ床面積が、登記上50㎡未満の場合はこちらに記載している面積で判断してください。

※　上記以外に取得物件がある場合は、他の物件は別紙「取得物件継続明細書」のとおりです。

2　税額について

課税標準額　1,750,000　円
税額　52,500　円
課税予定額(納付予定額)　52,500　円

3　納税通知書送付予定日　令　和　8　年　4　月　1　日　　(納期限: 令　和　8　年　4　月　30　日)

4　不動産の共同取得の場合について

共同取得者がいる場合は、連帯納税義務のある方々にのみ同じ内容のお知らせをお送りしています。
なお、課税予定額は連帯納税義務者全員での総額を記載しています。

「不動産取得税のあらまし」は、こちらから　→
『https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/299635.pdf』で検索